

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 3 5 号)

平 成 28年 6月20日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定にかかる非公開部分のうち、60周年記念事業の収入伝票に添付されている預金通帳の写し(以下「通帳写し」という。)、平成26年度会計監査決算説明資料の歳出のうち「科目:給与費」の支出金額(以下「給与費の支出金額」という。)については、公開することが妥当であると判断する。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成27年5月28日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「H26年度の大津市自治連合会の運営補助金の実績報告書」と記載して公文書の公開を請求した(以下「本件公開請求」という。)

2 実施機関の決定

平成27年6月12日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成26年度の大津市自治連合会の運営補助金の実績報告書」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、本件公文書の一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開をしない部分及び公開しない理由を次のように付記して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1号本文に該当する。

「個人の氏名、電話番号、印影、署名、金融機関名、金融機関種別、支店名、預金種目、口座番号、口座名義、事務職員給与費金額、給与費がわかる金額、社会保険料金額、社会保険料領収済額通知書、源泉所得税額、源泉所得税領収証書、労働保険料金額、労働保険料領収証書」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第2号本文に該当する。

「団体の印影、預金通帳、金融機関名、金融機関種別、支店名、預金種目、口座番号、口座名義、事務職員給与費金額、給与費がわかる金額、社会保険料金額、社会保険料領収済額通知書、源泉所得税額、源泉所得税領収証書、労働保険料金額、労働保険料領収証書」については、公にすることにより、団体の正当な利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

平成27年6月25日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分を取消すとの決定を求めるものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

- 1 60周年記念事業式典の参加費や戻し入れ、繰入金、繰越金の収入伝票の明細について、自治協働課の職員は、自治連合会の通帳の中身なので非公開にしていると説明していた。しかし、環境政策課では、入出金を把握できる通帳の中身が添付された任意団体の実績報告書を公開している。自治協働課の職員は、非公開の理由を「公開することにより、団体の利益が損なわれるかもしれない」と話していたが、非公開になっている参加費などを明らかにすることで、誰のどんな利益が損なわれるのか具体的な説明を避けている。

60周年記念事業式典に参加した役員や会費を明らかにすることが財産権の侵害にあたるのか。

60周年記念式典の会場費用やその他経費は、大津市自治連合会の運営補助金から支出している。運営補助金の原資は、自治会未加入者の税金も含んでいる。自治協働課は、公金の用途に対して、市民へ説明責任を果たしていない。

- 2 印字様式等から口座情報の一部である金融機関名が判明すると判断して、通帳全体を非公開にしたと自治協働課は説明しているが、報償金の資料を公開した際は、振込先名のみを黒塗りにして、金額や支出先などは公開している。印字様式という理由で、通帳の全内容を黒塗りにするような、お粗末な公開で市民へ説明責任を果たしたと胸を張れるのか。

- 3 同じ自治連合会が主体となり活動している任意団体に「琵琶湖を美しくする運動実践本部」がある。環境政策課は、団体の活動が記載されている通帳内容を公開している。琵琶湖を美しくする運動実践本部は、大津市からの100パーセント補助金で運営されている。同じく大津市自治連合会の運営補助金も事業収入はなく、大津市からの100パーセント補助金で運営されている。

平成27年10月に公文書公開請求した「山田豊三郎元市長の銅像建立に関する資料の一切」で公文書を保有している秘書課は、任意団体の「山田豊三郎顕彰事業推進委員会」の通帳内容なども公開している。他課の情報公開の公開状況と比較しても、市民に一番近い課でもあり、市民への説明責任を果たす重要な役割を担っているはずの自治協働課が、情報公開制度の目的でもある「公正で透明な信頼される市政の運営」から最もかけ離れた情報公開の運用をしていることになり、極めて遺憾である。

- 4 大津市自治連合会の運営補助金の実績報告書には、平成25年度まで「領収書」が1枚もなかった。大津市の補助金適正化の取り組みから逸脱した体制を継続していた自治協働課の体質は、市民に不信と疑念を抱かせた。それにも関わらず、平成26年度の運営補助金の実績報告書は、他課と比較しても、透明化を図っているとは言い難く、やみくもに非公開にしているのではと更に疑念を生じさせる結果となった。

- 5 大津市自治連合会の事務員の給与費明細については、平成25年度の大津市自治連合会の運営実績報告書を公文書公開請求したときは、事務員の給与費が公開になっているのに、平成26年度の実績報告書では、事務員の給与費を非公開とした。同じものを請求しても、年度によって公開方法が違うという不可解な結果であった。自治協働課は、条例を根拠として公開するかと

うかを決定するのではなく、担当職員の采配で公開するかどうかを決定しているのか。年度や担当によって、公開が変わるという状況では、信頼できる市政運営とはいえない。

- 6 事務員の給与費は、大津市が大津市自治連合会に支出している運営補助金から出ている。大津市では、補助金については「透明性」や「妥当性」などを含めた8つの補助制度適正化基本方針を掲げている。事務員の給与費を支出として認める根拠資料の公開を求めた際、自治協働課は、「大津市自治連合会運営補助金交付基準」のみを公開した。その対象経費には、「給与費」などの人件費は記載されていなかったが、補助金の交付基準にあてはまると説明していた。補助金の交付基準は、平成24年度に策定された補助金制度適正化基本方針を元に作成されている。大津市が策定した基本方針を元に、給与費の「妥当性」を検証することは、適正化基本方針に沿っている。事務員の給与費が非公開であれば、検証はできない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 60周年記念事業式典の参加費や戻し入れ、繰入金、繰越金の収入伝票の明細については、大津市自治連合会より、実績報告書の添付資料として提出されたものであるが、その収入伝票の明細として、預金通帳の入出金該当ページの写しが添付されている。
当該預金口座は、任意団体である大津市自治連合会がその財産管理のために運用しているものであり、その通帳内容の公開は、団体の正当な財産権を侵害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に基づき、非公開としたものである。なお、入出金のあった該当欄のみを公開することについても、印字様式等から口座情報の一部である金融機関名が判明するおそれがあると判断し、通帳写しについてその全体を非公開としたものである。
- 2 事務員の給与費明細については、個人である団体事務員の毎月の給与支給額、所得税及び社会保険料にあたり、これらは個人の生活や財産に関する事項であるため、その公開は個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断し、条例第7条第1号本文に基づき、非公開としたものである。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について
本件異議申立ての対象となっている公文書は、平成26年度大津市自治連合会運営補助事業実績報告書及びその添付書類である事業報告書、歳入歳出決算書、領収書等(明細のわかるもの)の写し、その他関係書類のうち、「通帳写し」及び「給与費の支出金額」である。
「通帳写し」及び「給与費の支出金額」はいずれも平成26年度大津市自治連合会運営補助事業実績報告書の添付書類として、大津市自治連合会より実施機関が取得したものである。
異議申立人は、異議申立てにかかる非公開部分を公開するよう主張している。一方、実施機関は、「通帳写し」の非公開部分が条例第7条第2号本文に該当し、また「給与費の支出金額」の非公開部分が条例第7条第1号本文に該当すると主張しているため、当審査会は、非公開情報

の条例第7条第1号本文及び第2号本文の該当性について検討する。なお、異議申立人、実施機関の双方において「通帳写し」及び「給与費の支出金額」以外の非公開部分について争いはない。

当審査会は、実施機関からの聴取を経て、3回の審議を重ねた。

2 通帳写しにかかる条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の該当事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものや実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非公開情報として規定している。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、(1) 生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められるもの、(2) 人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるもの、(3) その他公開することにより、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものと解されること、具体的な適用に関しては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要がある。

実施機関は、「通帳写し」について、当該預金口座は、任意団体である天津市自治連合会がその財産管理のために運用しているものであり、その通帳内容の公開は、団体の正当な財産権を侵害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当するとして非公開としている。

天津市自治連合会の会計にかかる収入伝票は、定められた様式により伝票番号、入金日、科目、用途、金額を記載するようにされており、場合によっては、収入の内訳などが記載され、その確認のため天津市自治連合会の預金通帳の写しが添付されている。

伝票番号、入金日、科目、用途、金額、収入の内訳については、公開されており、通帳写しが非公開とされているため、異議申立人は当該通帳写しの公開を求めている。

通帳写しの条例第7条第2号本文の該当性について、審理したところ、天津市自治連合会の60周年記念事業は、既に終了しており、天津市自治連合会の通常の業務ではないこと、および、天津市自治連合会は、非営利団体であって、その財産を利用してさらなる利益を得ることを目的とするものではなく、かつ、競争的地位において天津市の助成金を獲得する必要のない団体であることを照らすと、60周年記念事業にかかる預金口座の入出や残高が明らかになるような情報について、これを公開するとしても当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

確かに、預金通帳の写しは、内部管理に属する事項に関する情報ではあるけれども、これを公開することによって、天津市自治連合会の事業活動が損なわれるおそれのある事情は、実施機関から具体的に説明がされているわけではない。また、通帳内容が公開されたからといって、名

誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるというような事情も、やはり具体的に実施機関において説明されているわけでもない。

さらに、大津市自治連合会は大津市から助成を受けている団体であることに照らすと事業活動にかかる情報については、市において補助金にかかる説明責任を全うする観点からすれば、できるだけ公開をすることが求められる。

上記の事情を総合的に考慮するならば、非公開とされた通帳写しについても公開が相当である。

3 給与費の支出金額にかかる条例第7条第1号本文の該当性について

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、未公表の著作物等で、直接個人が識別できないものであっても、公にすることにより、著作権等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいうと解されている。

給与費の支出金額について実施機関は、条例第7条第1号本文に該当し「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」として、個人の生活や財産に関する事項であるため、公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断し非公開としている。

大津市自治連合会歳入歳出決算書に添付されている会計監査決算説明資料は、定められた様式により、科目、予算額、流用額、決算額、日付、内容、収入金額、支出金額を記載するようにされており、事務員の給与費にかかる年間の予算額、決算額については公開されているが、毎月の事務員給与費、事務員所得税、社会保険料、事務員労働保険料の支出金額が非公開とされている。

給与費の支出金額についての条例第7条第1号本文の該当性について審理したところ、当該給与費支出に関して、事務員氏名の記載のないこと及び支出額は個々の事務員の給与に係る記載ではないことに照らすと、給与費の支出金額については個人識別情報とは言えず、公になったとしても、個人の権利利益を特段に害するようなおそれはない以上、条例第7条第1号本文に該当するとは認められない。したがって、給与費の支出金額は、公開すべきである。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月18日	諮問書の受理
平成28年 2月19日	異議申立ての概要説明 実施機関からの事情聴取 審議
平成28年 3月18日	審議
平成28年 4月20日	審議
平成28年 6月20日	答申